

別紙

開示しない部分及びその理由

対象箇所	非開示部分	非開示理由
指導経過記録票（受付番号〇〇）		
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄 【詳細】欄の一部	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示（以下「6号非開示」とする。）
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
指導経過記録票（受付番号〇〇）		
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄 【詳細】欄の一部	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示

対象箇所	非開示部分	非開示理由
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
上記以外の箇所	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【相談主訴】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示（以下「2号非開示」という。）  6号非開示
指導経過記録票（受付番号○○）		
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄 【詳細】欄の一部	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示

対象箇所	非開示部分	非開示理由
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄 【詳細】欄の一部	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
上記以外の箇所	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【相談主訴】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	2号非開示 6号非開示

対象箇所	非開示部分	非開示理由
指導経過記録票（受付番号〇〇）		
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄 【詳細】欄の一部	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
上記以外の箇所	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【相談主訴】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	2号非開示 6号非開示
指導経過記録票（受付番号〇〇）		
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄 【詳細】欄の一部	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示
〇ページ 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分 〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】欄	6号非開示

対象箇所	非開示部分	非開示理由
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分 ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
○ページ ○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】欄	6号非開示
上記以外の箇所	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【相談主訴】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	2号非開示 6号非開示

対象箇所	非開示部分	非開示理由
児童票(1) (受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)	【連絡先】欄 【年月日】欄	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示（以下「2号非開示」という。） 児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示（以下「6号非開示」とする。）
児童票(2) (その1) (受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)	【受付年月日】【相談経路】 【相談主訴】【相談内容】【主たる虐待者】【虐待内容】【安全確認】【安全確認調査日】 【警察の応援】【受理決定日】	6号非開示
児童票(5) (受付番号〇〇、〇〇)	【所見要旨】【所見詳細】欄	2号非開示 6号非開示
児童票(5) (受付番号〇〇、〇〇)	上記以外	6号非開示
児童票(6) (受付番号〇〇)	【家族歴】【所見要旨】【所見詳細】欄	2号非開示 6号非開示
児童票(6) (受付番号〇〇)	【所見要旨】欄	2号非開示 6号非開示
児童票(6) (受付番号〇〇、〇〇)	上記以外	6号非開示
児童票(7) (受付番号〇〇、〇〇)	【一時保護歴】【一時保護理由】 【身柄通告】【保護所援助方針】 【所見要旨】【所見詳細】欄	2号非開示 6号非開示